

札幌当別会会則

(名称及び目的)

第1 本会は、札幌当別会と称し、会員相互の親睦及び研鑽を図ることを目的とする。

(組織)

第2 本会は、次の各号に該当する者をもって組織する。

(1) 当別町出身者で、札幌市周辺及び当別町に居住する者(家族を含む。)

(2) 札幌市周辺及び当別町に居住し、当別町に縁故のある者で、本会の趣旨に賛同する者。

(事業)

第3 本会は、この目的を達するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦のため「ふるさとの集い」の開催

(2) 会員相互の連絡(会報「ふるさと」の作成並びに会員の名簿の整理)

(3) その他特に必要と定めたもの

(事務所)

第4 本会の事務所は、札幌市中央区南1条西7丁目札幌クラッセホテル内に置く。

(役員)

第5 本会の役員は、会長1名、副会長3名、監査2名、幹事長1名、副幹事長3名、会計2名及び幹事若干名を置く。

2 会長、副会長及び監査は、役員会において選任する。

3 幹事長、副幹事長、会計及び幹事は、会長が指名する。

4 役員は、会員に報告する。

(顧問及び相談役)

第6 本会に、最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

2 最高顧問、顧問及び相談役は、会長の求めにより、役員会で意見を述べることができる。

(役員任期)

第7 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、副会長が名簿順に、その職務を代理する。

3 監査は、会計の監査をする。

4 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長の命により会務を掌る。

5 会計は、本会の会計を掌る。

(ふるさとの集い等)

第9 ふるさとの集いは、毎年1回開催し、会長が招集する。

2 役員会は、必要の都度会長が招集する。

(経費)

第10 本会の運営に必要な経費は、会員の拠出金と有志の寄付金その他で充てる。

(会則の改正)

第11 本会則を改正しようとするときは、役員会で決定し、会員に報告する。

附 則

この会則は、昭和54年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年12月7日から施行する。